

応募用紙は A4 サイズであれば、自由です。(縦向き、短辺を下)

大阪狭山市市制施行 40 周年記念シンボルマーク 応募作品

- ※応募作品は、二次審査(市民投票)のため、市公式 SNS や市ホームページ、広報誌などに掲載する場合があります。また、使用の際、誌面等の都合によりトリミングなどの加工を施す場合があります。
- ※応募作品は、応募者の自作・未発表のもので、第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限り、なお、これに反することが判明した場合には、審査結果発表後であっても入賞を取り消すことがあります。
- ※未成年の応募の場合は、応募の時点で保護者の同意を得るとともに、募集要領にも同意を得てください。
- ※AI を利用して生成した作品は応募できません。

